



身延町新型コロナウイルスワクチン

予防接種実施計画

身延町役場 福祉保健課

※現時点での実施計画であり、国の指針等により内容を変更する場合があります。（令和3年4月現在）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するため、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の規定に基づき、国の指示のもと、県及び医療機関の協力を得て予防接種を計画する。新型コロナウイルス感染症に対処し、予防接種の実施体制の整備等を行い、安全に効率よく予防接種を実施することを目的とする。

2. 接種体制

特設会場における接種と医療機関等での接種を併せた体制を計画する。

- ① 個別接種（巡回訪問接種等を含む）
- ② 集団接種（土・日曜日に実施予定とする）

3. 実施期間

本予防接種は、令和3年2月17日から令和4年2月28日までの間に行うものとする。

4. 接種対象者

対象者は原則、身延町に住民票を有する者で16歳以上の者とする。

長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

本町の人口は、令和3年4月1日現在、10,957人（住民基本台帳登録人口）であり、16歳未満を除く接種対象者の概数は、10,170人となる。

医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者、64歳以下の者（16歳以下を除く）の接種を計画する。

5.接種計画

○令和3年4月～

- ・町内特別養護老人ホーム4施設、老人保健施設1施設の入所者にワクチン接種開始

○令和3年5月～

- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護障害者支援施設、障害者共同生活援助事業所の5施設の入所者にワクチン接種する。
(入所者と同じタイミングで、施設従事者の接種も実施していく)

- ・65歳以上の高齢者に年齢の高い順に段階的に接種券を郵送し、接種を開始する。

○令和3年8月～

- ・65歳以上の高齢者が終了したら、64歳以下の対象者の接種を開始する。

※ワクチンは2回接種し、標準的には1回目から3週間後に2回目を接種する（ファイザー社ワクチンの場合）

6.集団接種体制

○接種会場

- 5月～6月 : 下山小学校体育館
- 7月以降 : 中富すこやかセンター

○接種日

土・日曜日に実施予定

○協力医療機関

身延山病院、飯富病院、しもべ病院

○冷蔵庫設置場所

基本型接種施設として、ディープフリーザー（超低温冷凍庫）及び保管冷蔵庫各1台を身延山病院に配置する。

基本型接種施設から、連携型接種施設・サテライト型接種施設に冷凍・冷蔵でワクチンの小分け移送する。

○接種の流れ



○接種スタッフ

- ① 個別接種：病院内で予防接種を実施
- ② 集団接種：医師4名、看護師8名の4チーム体制で実施
- ③ 町職員体制：14~17名程度で対応（申込人数により、スタッフ数も変更となる）

○申し込みについて

- ・ 事前に接種券及び予診票を郵送する。予約が殺到しないよう接種券等の発送は、工夫して段階的に発送する。
- ・ 個別接種は、直接病院に電話で予約する。

- ・ 集団接種については、中富すこやかセンターに電話で予約する。

○送迎について

- ・ 家族等にも協力を得る中で、送迎の手段がない場合に送迎車を利用し支援する。
- ・ 接種の予約を受ける時に確認し、乗り合わせでの運行計画を立て、タクシー会社に町が依頼する。

○救急対応について

副反応、体調不良者がでた場合は、速やかに治療及び搬送ができるよう体制を整えておく。

- ・ アナフィラキシーショック等に注意を払い、接種後 15～30 分間会場で健康観察を行う。
- ・ 体調に急変があった場合は、接種会場内で医師、看護師により救急対応し近隣の病院に救急搬送する。
- ・ 救急処置用品及び薬品等は、身延山病院、飯富病院で持参してもらい対応を依頼する。
- ・ 集団接種施設及び接種の日程等を峡南消防本部に事前に連絡し、緊急対応に備えておく。

○感染防止対策

- ・ 会場内での密を避けるため、受付時間を割振りし 3 密を避ける。
- ・ 会場内での人と人との距離を保ち、できるだけ会話を控えるよう周知する。
- ・ 手指消毒、体温測定等を実施する。
- ・ 会場内では、窓をあける等の換気を適宜実施する。
- ・ 会場内の椅子等の消毒を適宜行う(午前 1 回、午後 1 回適宜実施)

※集団接種の役割・内容の詳細は、「身延町新型コロナウイルスワクチン集団接種運営マニュアル」に記載されている。

7. ワクチン等の管理

- ・ ワクチンの配分は、病院の協力を得てワクチン管理をする。
- ・ ワクチンを安全に接種予定の医療機関等へ届ける（2人体制）
- ・ 接種済みの予診票の管理及び保存保管する。

8. 健康被害及び救済

- ・ 予防接種の副反応による健康被害については、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度により対応する。